

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和6年5月27日

刈谷市監査委員 渡 部 亨

刈谷市監査委員 中 嶋 祥 元

定例監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 監査の対象及び期間

企画財政部

企画政策課 令和6年4月30日（火）～5月8日（水）

広報広聴課 令和6年5月9日（木）～5月15日（水）

2 監査の対象事項及び範囲

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに執行した事務

3 監査の着眼点及び方法

令和6年度監査等の計画の主な着眼点に基づき、事前に審査資料の提出を受け事務概要等の説明を求めるとともに、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などの照合、点検及び担当職員への照会等による審査を実施した。

第3 監査結果

各事務は、法令に適合し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。